

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第62回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

令和元年9月18日（水）午前10時00分

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）小野憲一，北川健太郎，竹村登茂子，福原哲晃，山田誠一（委員長）

（庶務）高橋大阪高裁総務課長，荻野大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）井上大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第89回及び第90回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
- (3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について
- (4) 日程その他

5 議事

- (1) 第89回及び第90回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
庶務から，第89回及び第90回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について報告した。
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
 - 裁判官及び検察官が有している情報については，従前と同様に，一般的な情報収集として，①大阪高等裁判所及び大阪高等検察庁並びに任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所，検察庁に対しては，所属する裁判官，検察官から，②任官候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（当地域委員会の管内に限る。）に対しては，事件が係属している場合の係属事件担当裁判官から，それぞれ情報収集を行うため，該当する裁判所及び検察庁に情報収集の依頼を行うこととされた。
 - 弁護士が有している情報については，従前と同様に，任官候補者から提出

のあった担当事件リストの相手方代理人に、また、弁護活動をよく知る者からの情報については、任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所、氏名等を記載した書面の提出を求めた上で、それらの者に、それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

○ 情報収集の依頼文については、中央の委員会での審議結果を踏まえて、検察庁宛ての依頼文書に、情報の受付期限の遵守を依頼する文言を付記した。

(3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について

○ 従前と同様に、対応する検察庁、弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の周知依頼をすることとされた。

○ 情報収集の依頼文については、中央の委員会での審議結果を踏まえて、弁護士会宛ての依頼文書に、情報収集における留意事項がより明確に伝わるように昨年と同様の文言で依頼することに加え、検察庁及び弁護士会宛ての依頼文書に情報の受付期限の遵守を依頼する文言を付記した。

○ 従前と同様に、情報収集周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務（総務課長）宛ての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

(4) 日程その他

次回の地域委員会は、10月31日（木）午前10時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は10月18日（金）までとされ、寄せられた情報については、あらかじめ各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

以上